

飯島町木材利用促進方針

1 目的

この方針は、公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律（平成 22 年法第 36 号。以下「法」という。）に基づき、長野県が定める公共建築物の木材の利用の促進にかんする方針に即して、飯島町（以下「町」という。）が実施する公共建築物の整備及び公共土木工事等の実施にあたって積極的に県産材の利用を促進するための方針を定めるものとする。

2 公共建築物の整備における木材利用の推進

(1) 施設の木造・木質化の推進

町が行う公共建築物の整備にあたっては、関係法令、コスト等の制約を受ける場合を除き、原則として木造・木質化を推進するものとする。

(2) 家具・備品・調度品等の木質化の推進

町が公共建築物等に導入する家具・備品・調度品等は可能な限り木材製品とする。

(3) 環境への配慮

町が整備する公共施設等における木材の使用にあたっては、接着剤および塗料等について環境に配慮するものとする。

3 公共土木工事等における木材利用の推進

- (1) 町が行う公共土木工事等においては、関係法令、構造、設置場所、コスト、緊急性を要する場合等の制約をうけるものを除き、設計図書に間伐材等の使用を明記することにより、公共土木工事等における木材の利用に積極的に取り組むものとする。

4 県産材利用の推進

- (1) 町が行う公共建築物の整備及び公共土木工事等において使用する木材は、関係法令、県産材における供給が困難である場合等の制約を受ける場合を除き、原則として県産材とする。
- (2) 町が行う公共建築物の整備等における県産材の使用にあたっては、可能な限り信州木材認証製品センターの信州木材認証製品又は同等以上の品質、規格、性能を有するものを使用することとする。

付則

この方針は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。